

第 4 9 6 回

平成 3 0 年 3 月

富士見町議会定例会議案

富 士 見 町



平成30年3月 富士見町議会定例会 議案提出

議案第27号 損害賠償の和解と賠償額の決定について

議案第28号 教育長の任命につき同意を求めることについて

上記のとおり提出します。

平成30年3月13日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町議会議長 五 味 平 一 殿

議案第27号

損害賠償の和解と賠償額の決定について

別紙のとおり損害を賠償することについて和解し、賠償額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び同項第13号の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月13日 提出

富士見町長 名 取 重 治

別 紙

損害賠償の和解と賠償額の決定について

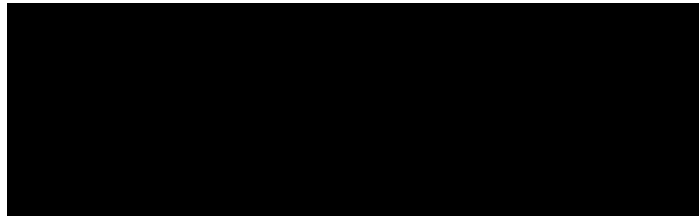
次のとおり、損害を賠償することに和解し、賠償額を決定するものとする。

1. 相手方

所 有 者

運 転 者

自動車登録番号



2. 事故の概要

平成27年3月7日午後8時30分頃、諏訪郡富士見町富士見11621番1先において、富士見町消防団第4分団が可搬ポンプ積載車で広報活動をしていた際、積載する可搬ポンプが落下し、後続の大型トラックが衝突した。

3. 和解の方法

示談の成立

4. 損害賠償額

金 1,805,310円

ただし、富士見町が相手方より受ける可搬ポンプ損害額610,050円と相殺し、相手方に支払う精算金は1,195,260円とする。

5. 支払い方法

当方保険会社 一般財団法人 全国自治協会 長野県町村自動車共済サービスから相手方に直接支払い。

